第3次山梨県廃棄物総合計画(素案)の概要

第1章 計画の基本的事項

1 趣 旨

・廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 23 年 8 月に策定した「第 2 次山梨県廃棄物総合計画(平成 23 年度~平成 27 年度)」に引き続き、国の基本方針等を踏まえて「第 3 次山梨県廃棄物総合計画」を策定する

2 計画の位置づけ

- ・廃棄物処理法第5条の5に規定する「廃棄物処理計画」
- ・山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に規定する「廃棄物総合計画」

3 計画期間

・平成28年度から平成32年度までの5年間

第2章 廃棄物処理の現状と課題

一般廃棄物の状況	H20実績	H27目標	H25実績
総排出量(千t)	328	293	310
再生利用率(%)	18.5	25.0	16.6
最終処分量(千t)	29	26	31

産業廃棄物の状況	H20実績	H27目標	H25実績
総排出量(千t)	1,841	1,764	1,824
再生利用率(%)	50	50.0	55.0
最終処分量(千t)	144	105	154
(うち委託最終処分量)	(24)	-	(18)

1 一般廃棄物

総排出量

基準年に対し減少しているが、商業施設の新設や観光客の増加などにより、推計よりも減少が進んでいないことから、発生抑制の取組を一層推進する必要がある。

再生利用率

集団回収などの県民の取り組みの向上等による再生利用率の上昇を見込んだが、集団回収量の低迷(1.0 ポイント)や溶融スラグ等の生産中止(1.2 ポイント)の影響により、再生利用率が低下したため、利用率向上のための取組を一層進める必要がある。

最終処分量

溶融スラグの生産中止などにより最終処分される焼却灰の増加により、基準年に対し最終処分量が増加したため、発生抑制及び再生利用の取組を一層推進する必要がある。

2 産業廃棄物

総排出量

前計画策定時は、経済の停滞が続いていたことから、廃棄物の発生量も右肩下がりで減少するものとして目標値を設定したが、建設工事に伴うガレキ類などの建設系廃棄物が増加しており、引き続き発生抑制に取り組む必要がある。

再生利用率

全ての品目において再生利用率が向上しており、特に 99%まで再生利用が進んだガレキ類の排出量が増えたことが利用率の向上に寄与した。総排出量の 5 割を占める汚泥は再生利用率が 2 割を下回っており、再生利用を進めて行く必要がある。

最終処分量

最終処分場で委託処分されている廃棄物は6千トン減少したが、建設工事の増加に伴い骨材生産が拡大し、砂利洗浄汚泥が1万6千トン増加したため最終処分量全体では増加となった。引き続き再生利用の取組等を進め、最終処分量の削減を図る必要がある。

3 不法投棄対策

関係機関と連携し監視パトロール等を積極的に行ってきたが、不法投棄は依然として後を絶たない状況である。

引き続き、監視体制の強化や適正処理に向けた啓発など、不法投棄対策を推進していく必要がある。また、悪質な事案については行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要がある。

第3章 計画の基本方針

環境負荷を低減した循環型社会の形成 発生抑制や再使用、再生利用の推進 廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組の推進 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の確保

第4章 計画の目標

1 一般廃棄物に係る数値目標(基準 H25 年度 目標 H32 年度)

項目	基準年度 (H25)	目標年度 (H32)	増減	国(H24 H32)
総排出量	310 千~	277 千 ^ト ッ	10.6%	約12%削減
再生利用率	16.6 %	23 %	+6.4ポイント	6ポイント増加
最終処分量	31 千り	23 千り	25.8%	約14%削減

「総排出量」及び「再生利用率」については、市町村の推計値が国の目標を下回っているものの、県民等の発生抑制や再生利用の取組を促進し H24 年度比で国と同様の増減となるよう目標を設定

「最終処分量」については、新たなごみ処理施設の整備による焼却灰の削減を見込んだ市町村推計に基づき、国の目標を上回る削減目標を設定

2 産業廃棄物に係る数値目標(基準 H25 年度 目標 H32 年度)

項目	基準年度 (H25)	目標年度 (H32)	増減	国(H24 H32)
総排出量	1,824 千~	1,842 千トン	+1.0%	+3%に抑制
再生利用率	55 %	56 %	+1.0ポイント	1ポイント増加
最終処分量	154 千~	153 千~	1.0%	約1%削減

「総排出量」については、リニア中央新幹線や中部横断自動車道などの影響により増加が見込まれるが、 国を上回る+1%以内に抑制することを目標として設定

「再生利用率」及び「最終処分量」については、汚泥等の再生利用促進の取組などにより国と同様の増減率で目標を設定

第5章 各主体の役割と主な取組

	県民	・過剰包装や不要な包装を辞退するなど、ごみの発生抑制に配慮した消費行動に努めること等により、1人1日当たりの家庭から排出するごみの量を削減
1	事業者	・環境マネジメントシステムの導入や食品残さをできる限り発生させない商品の提供等により、事業系一般廃棄物排出量を削減・製品の開発、生産、流通、廃棄の過程における産業廃棄物の発生抑制と排出者責任に基づく適正処理の推進
Ī	市町村	・一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進、非常災害時に対応できる廃棄物処理体制の整備
	県	・廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施、非常災害時に対応できる廃棄物処理体制の整備

第6章・第7章 廃棄物の発生抑制等のための県の取組、県施策

施策の推進【一般廃棄物】

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取組を促進するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用、温暖化防止対策などの市町村の取組を支援

施策の推進【産業廃棄物】

排出事業者、廃棄物処理業者に対し一層の発生抑制等の取組や適正処理の推進を促すため、普及啓発や指導等を 実施

施策の推進【不法投棄対策】

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取組を実施